

平成20年9月5日(金)
千葉労働局発表

千葉労働局労働基準部賃金室			
室長	長	土田	寿夫
室長	補佐	尾根	昇
電話	043-221-2328		

平成20年度千葉県最低賃金の改正決定について

—千葉地方最低賃金審議会が723円を答申—

千葉地方最低賃金審議会(会長 手塚和彰 青山学院大学教授)は、本年7月4日(金)、千葉労働局長から「千葉県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきたが、9月4日(木)、千葉労働局長(千葉秀木)に対し、現行の千葉県最低賃金(時間額)706円を「17円」引き上げ、「時間額723円」とする旨の答申をした。

千葉地方最低賃金審議会は、去る8月6日に中央最低賃金審議会から示された目安を尊重しつつ、生活保護に係る施策との整合性を図るため、生活保護費との乖離額を今年度で解消し、諸般の事情を総合的に勘案して17円の引上げとしたものである。

審議に当たっては、使用者側委員から、現在の厳しい経済情勢の中では前年度に引き続く大幅な最低賃金の引上げは中小企業等の存続さえ脅かすもので、容認出来ない等の意見が出された。一方、労働者側委員からは、生活保護との整合性を早急に図るのみならず、生活できる賃金として目安額に上積みすべきとの意見が出された。

このため、本年度は例年以上に慎重な審議がなされ、答申は昨年より約2週間、一昨年より約1か月遅れたところである。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、千葉県最低賃金額が決定されることになる。

参考

1 千葉県における最低賃金（時間額）の推移

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
時間額	678円	682円	687円	706円	723円
引上げ額	1円	4円	5円	19円	17円
時間額の対前 年度上昇率	0.15%	0.59%	0.73%	2.77%	2.41%

2 中央最低賃金審議会の示す目安額

千葉県における生活保護水準との乖離額 16円

乖離を1年で解消する場合の目安額	16円
乖離を2年で解消する場合の目安額	15円